

第1回 愛別町総合教育会議

日 時 平成27年7月31日 15:00～
場 所 愛別町総合センター 長寿の間

出席者	愛別町	町 長	前 佛 秀 幸
	愛別町教育委員会	教育委員長	中 田 栄 一
		教育委員	長 屋 修 二
		教育委員	森 定 典 子
		教育委員	三 嶋 健 嗣
		教 育 長	大 山 一 成
	事務局	総務企画課長	石 田 光 幸
		総務企画課長補佐	小 森 優
		総務企画課総務係長	上 北 泰 志
		教育次長	谷 田 道 明
		主 幹	高 田 直 樹
		学校教育・総務係長	三 浦 英 和

○開 会

○町長挨拶

○議事録署名委員の指名について

○協議事項

- ・ 総合教育会議設置要綱について
- ・ 愛別町教育大綱について
- ・ 今後の総合教育会議の持ち方について
- ・ その他

○閉 会

愛別町総合教育会議設置要綱

(目的)

第1条 地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号。以下「法」という。）第1条の4第1項の規定に基づき、愛別町の教育に資するため、愛別町総合教育会議（以下「総合教育会議」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 総合教育会議は、法第1条の4第1項の規定により、次に掲げる協議及び事務の調整等を行う。

- (1) 教育、学術及び文化の振興に関する総合的な施策の大綱（以下「大綱」という。）の策定に関する協議
- (2) 教育を行うための諸条件の整備その他の地域の実情に応じた教育、学術及び文化の振興を図るため重点的に講ずべき施策
- (3) 児童、生徒等の生命又は身体に現に被害が生じ、又はまさに被害が生ずるおそれがあると見込まれる場合等の緊急の場合に講ずべき措置

(構成員)

第3条 総合教育会議は、町長及び教育委員会をもって構成する。

(会議)

第4条 総合教育会議は、町長が招集し、総合教育会議の議長となる。

- 2 教育委員会は、その権限に属する事務について協議する必要があると思料するときは、町長に対し、協議すべき具体的事項を示して、総合教育会議の招集を求めることができる。
- 3 総合教育会議において、構成員の事務の調整が行われた事項については、当該構成員は、その調整の結果を尊重しなければならない。

(意見聴取)

第5条 総合教育会議は、協議を行うに当たって必要があると認めるときは、関係者又は学識経験を有する者の出席を求めるなど、当該協議すべき事項に関して意見を聴くことができる。

(会議の公開)

第6条 総合教育会議は、公開するものとする。ただし、個人の秘密を保つため必

要があると認めるとき、又は会議の公正が著しく害されるおそれがあると認めるときその他公益上必要があると認めるときは、この限りでない。

(議事録)

第7条 総合教育会議は、会議の終了後遅滞なく、その議事録を作成し、これを公表するものとする。

(庶務)

第8条 総合教育会議の庶務は、総務企画課において処理する。ただし、総合教育会議の開催並びに大綱の策定等に関する事務を教育委員会に委任させる場合は、この限りでない。

(委任)

第9条 この要綱に定めるもののほか、総合教育会議の運営に関し必要な事項は、総合教育会議が定める。

附 則

この要綱は、公布の日から施行する。

愛別町の教育振興の体系図

愛別町町民憲章

- 一章 元気ではたらき 豊かなまちにしましょう
- 二章 親切をつくし あたたかいまちにしましょう
- 三章 きまりをよくまもり 明るいまちにしましょう
- 四章 未来をつくる子どもの しあわせなまちにしましょう
- 五章 文化を育て 楽しいまちにしましょう

(昭和39年11月20日設定)

愛別町教育目標

心の豊かさを求め、自己の充実と生活の向上を図り、伸びゆくまちづくりをめざして

- 1. 学習に励み 知識や技能を養い、正しく判断して実践する町民の育成につとめる
- 2. 自然や文化を愛し、活力のある美しい郷土を築く町民の育成につとめる
- 3. 運動やスポーツに親しみ、たくましい心と体をもつ町民の育成につとめる
- 4. 正しい勤労観を養い 強い意志をもつて、産業の発展につとめる町民の育成につとめる
- 5. 社会の一員としての自覚をもち、公民として信頼と尊敬を得る町民の育成につとめる

(昭和58年2月14日教育委員会設定)

第10次愛別町振興計画

基本テーマ

『ふれ愛と活力豊かな、^{まち}夢のある愛別づくり』

愛別町教育の振興に関する施策の大綱

教育施策分野のテーマ

『心豊かに未来をはぐくむまちづくり』

家庭教育目標

- 1. 親は子の手本となり、正しく判断して行動できる子に育てましょう
- 2. 家庭がいつもあたたかくふれあい、思いやりと感謝の心をもつ子に育てましょう
- 3. 家庭みんなで明るい家庭をつくり、心も体も健康な子に育てましょう
- 4. 親は子のよさを認め、やる気を持ってねばり強くがんばる子に育てましょう
- 5. 近隣が心をあわせ、きまりをまもって社会に役立つ子に育てましょう

(昭和58年2月14日教育委員会設定)

学校教育推進目標

- 1. 地域に根ざし、父母の願いに応える学校教育に推進
- 2. 一人一人を尊重する学校教育の推進
- 3. 教育効果を高める施設整備の充実
- 4. 自主的創造的な研究の奨励と研修の充実
- 5. 教育関係者相互の連携と協力体制の確立

(昭和58年2月14日教育委員会設定)

社会教育推進目標

- 1. 生涯を通じて課題を追求する社会教育の推進
- 2. 社会教育施設の活用と整備・充実
- 3. 社会教育団体の育成と活動の充実
- 4. 社会教育指導者の確保と育成
- 5. 自然・文化・体育環境の整備・充実

(昭和58年2月14日教育委員会設定)

愛別町教育の振興に関する施策の大綱

○大綱の理念

『心豊かに未来をはぐくむまちづくり』

愛別町町民憲章の具現化のもとに、第10次愛別町振興計画の基本テーマ「ふれ愛と活力豊かな、夢のある愛別づくり」を目指して、教育の分野においては、愛別町の豊かな自然と郷土愛を基盤に、学校・家庭・地域社会が十分連携し、教育・文化・スポーツ活動などの幅広い体験機会の充実を図り、心豊かに未来をはぐくむまちづくりを進めます。

また、対象期間については、本大綱は第10次愛別町振興計画に基づくものであるため、振興計画と同じ、平成27年度から平成31年度までとする。

○教育分野の施策体系

幼児教育

幼児期は、豊かな情操と集団生活などの基本を身につける重要な時期であり、幼児期にふさわしい様々な体験を通して集団との関わりの中で、幼児一人ひとりの望ましい発達を促していくことが大切です。

幼児期に育むことが期待される、「生きる力」の基礎となる心情、意欲、態度などを身につけるため、豊かな生活体験を積極的に取り入れた保育実践を推進し、心身ともにたくましく生きる子どもの育成に取り組みます。

学校教育

基礎・基本を確実に身に付け、自ら学び、自ら考え、主体的に判断し、行動し、よりよく問題を解決する資質や能力、自らを律しつつ、他人とともに協調し、他人を思いやる心や感動する心などの豊かな人間性、たくましく生きるための健康や体力などの「生きる力」をはぐくむことが重要です。

子どもたちが、学ぶ楽しさを実感し、主体的に学び続ける意欲や態度を身に付け、変化の激しい社会を自立して生きていくことができるよう、確かな学力の向上に取り組みます。

また、倫理観や人間尊重の精神、何事もあきらめずに頑張る心など豊かな心とその基盤となる健やかな体を育成するため、子どもたちが健全な生活を通して、心豊かに成長していくことができるよう取り組みます。

社会教育

高度情報化、過疎化等による地域教育力の低下や生活環境の変化など、地域社会の状況や教育を取り巻く環境が大きく変化しており、学校・家庭・地域の連携強化や体験活動・学習機会の拡充など社会教育の重要性は一層高まっています。

学習機会の提供と拡充を行うとともに、豊かな知識と経験の成果を地域社会の中で生かすことの出来るシステムづくりと、異世代間との交流の場を拡充し、愛別町の豊かな自然を生かし、自らの目標に向かって夢や希望をもち、心豊かでたくましく生きていく力をはぐくむ、創意と活力に満ちた社会教育の推進に取り組みます。

文化

芸術文化活動は、生活の充実と地域社会の発展に重要な役割を果たしており、心豊かで活力ある社会を形成していくために重要な活動です。

芸術文化活動への参加機会の拡充や優れた芸術文化にふれることができる環境づくりと文化財や郷土資料の次世代への伝承や保存・保護活動への支援に取り組みます。

スポーツ

心身ともに健康で充実した生活を送るためには、生涯にわたりスポーツを楽しむことが大切であり、誰もが、それぞれの体力や年齢、技術、興味、目的に応じて、いつでも、どこでも、いつまでもスポーツを楽しむことができる生涯スポーツの実現が求められています。

生涯にわたるスポーツ活動の充実を図るためにニーズに応じた教室の開催や体育協会と連携した各種大会の開催や、スポーツ環境の充実を図るため、情報提供にも取り組みます。